平成２４年（フ）第１８３６号
愛知県尾張旭市平子町西385番地　県営住宅７―204
債務者　中村承恵こと　李　　承恵
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５９号
愛知県半田市岩滑高山町２丁目１番地の７
債務者　領家　雅巳
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９８号
神戸市垂水区福田４丁目４番22―401号
債務者　前田　禎之
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５６号
神戸市長田区大谷町２丁目７番16号　西本文化１階
債務者　髙木　千年
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３６号
神戸市須磨区戸政町２丁目２番25号　高島グリーンハイツ102号、従前の住所神戸市垂水区名谷町字堂面794番地の４
債務者　天野　　繁
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５４号
神戸市中央区花隈町５番21―525号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地53棟801号
債務者　大田裕太郎
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７８号
神戸市長田区西山町３丁目２番14―301号
債務者　中川　房子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８０号
神戸市北区北五葉３丁目８番34―101号
債務者　長島　政勝
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１号
鳥取県米子市夜見町332番地43
債務者　釜田　佳吾
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第９９号
福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　田部亜規子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１０４号
福岡県田川郡大任町大字今任原518番地３
債務者　坂本千代子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１０５号
福岡県田川郡福智町弁城2226番地
債務者　岩尾千鶴子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１１６号
福島市永井川字壇ノ腰６番地の１　エトワール南福島301
債務者　柳沼　千鶴
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２７号
福島県郡山市安積町吉田２丁目75番地の５
債務者　近内　一男
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
山口県下関市上田中町２丁目13番16号、前住所山口県下関市長府安養寺４丁目２番21号
債務者　中村八重子（旧姓辻野）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
山口県下関市彦島本村町５丁目５番６号、申立時の住所山口県下関市彦島塩浜町１丁目19番14号
債務者　まるとみ洋品店こと　小田　冨雄
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
高知県四万十市中村新町１丁目20番地　トンボハイツ１号
債務者　今城　忠幸
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　高知地方裁判所中村支部